保育認定(ウ) 希望の方 申請に必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書…こども | 人につき | 部

確認欄✔

② 保育の必要性を証明する書類…保護者(父、母、入園希望月時点で 65 歳未満の同居祖父母) 各 | 部 ※きょうだい児の分は同時申請するときは各 | 部で可

保護者等の状況	必要書類	と書類 追加で添付するもの		
仕事をしている		就労内定者は、内定通知など雇用開始、勤務時間がわかる	確認欄✓	
		ものの写し、就労開始後 か月以内に「就労証明書」を提出		
自営業者	就労証明書	開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書などの写し		
農業従事者		確定申告書の写し		
出産を予定		母子手帳の写し		
	出産・疾病に	(保護者氏名・出産予定日が確認できる部分)		
療養が必要な疾病や	関する申立書	医師の診断書、障害者手帳の写し		
心身に障がいがある		(保育できない状況、療養期間がわかるもの)		
同居親族等の 看護·介護	同居家族			
	看(介)護	要看(介)護者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し		
	従事申立書			
学校·職業訓練校等	在学申立書	大学計中書 学生計 カリナーニノ 4 % 4 4 2 7 + のの下!		
に在学中	仕子甲五音 	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し		
これから仕事を探す	求職状況	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し		
起業準備中	申立書	※求職活動状況について、定期的に確認を行います。		
祖父母と同居している	同居祖父母の保育状況申立書			
	入園希望月時点で 65 歳未満の同居祖父母の保育の必要性を証明する書類			

③ 状況に応じて必要な書類

児童の健康状況調査票	新入園児、転園希望時	確認欄✔
マイナンバー記入用紙	新入園児、マイナンバーが変更になった方 (詳細は P9)	
認可外保育施設等利用証明書	就労等により認可外保育施設等を か月あたり80時間	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	以上利用しているとき	
広域入所希望理由書	上峰町外の認定こども園、保育所等を希望する	
転入に伴う保育所等の入所申込みの受付について	申込書提出時点では上峰町外の住所で、入所月 日	
私人に仕り休月が一分の人が中心の文別にういて	までに上峰町への転入が決まっている	
戸籍謄本/児童扶養手当証書の写し		
障害者手帳/療育手帳/特別児童扶養手当証書写し	世帯の状況に応じて提出をお願いする場合があります	
生活保護受給世帯		
所得課税証明書/市区町村長名の税額決定通知書	マイナンバーによる税情報が確認できないとき	

▼保育の必要理由と入所期間

保育を必要とする理由		保育の必要量	入所できる期間
就労 (就労内定 を含む)	月 48 時間以上就労している	*月 48 時間以上 120 時間未満の就 労 → 短時間 *月 120 時間以上の就労、勤務時間が 短時間枠を常態的に超える → 選択可能(標準時間/短時間)	就労期間
妊娠·出産	 妊娠中又は出産後間がない 	標準時間	5 か月以内(出産月を 含む前後2か月間)
育児休業	育児休業取得時にすでに保育 を利用中の子どもがいる	短時間	出生児童が I 歳になる年の年度末まで
求職活動・ 起業準備	就労の意思があり、求職活動・ 起業準備を行っている	短時間	3か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等 に月 48 時間以上就学している	*月 48 時間以上 120 時間未満の就 学 → 短時間 *月 120 時間以上の就学 → 選択可能(標準時間/短時間)	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは 身体に障害を有している	状況により異なる → 選択可能 (標準時間/短時間)	療養が必要な期間 ※療養期間の記載が ないものは3か月間
看護·介護	同居の親族等を常時看護·介 護している	状況により異なる → 選択可能 (標準時間/短時間)	看護·介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっている	標準時間	災害復旧の期間

- ※保育必要量の切り替えは、月途中では行いません。変更が生じた場合は速やかに手続きをお願いいたします。
- ※入所できる期間を過ぎると退所となるため、継続的に利用する場合は、改めて保育の必要性を証明する書類を提出 してください。
- 【例】保育の必要性が「求職活動」、雇用契約が有期など

保育を利用できる時間について

保育の必要量により「標準時間(I日あたり最長 II時間)」と「短時間(I日あたり最長 8 時間)」に分けて認定します。 参考:教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。



- ※施設ごとに開始・終了時間(延長保育含む)枠を設定しています。施設へ事前に確認をお願いします。
- ※認定を受けた短時間/標準時間枠を過ぎた場合は延長保育料がかかります。
- ※保育を利用できる時間は、保育の必要性が認められる時間のみとなります。

仕事や学校の授業等が終わったら速やかにお子様のお迎えをお願いします。